

7. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は公益社団法人大阪市工業会連合会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員・使用人^(注)

(注)リコール費用補償、食中毒・特定感染症利益補償、借用不動産損壊補償、使用者賠償責任補償においては、被保険者となりません。

⇒記名被保険者の業務（仕事）を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負担する場合に限りです。

③ 生産物リスクにおける国内下請製造業者および国内販売業者

⇒記名被保険者の生産物について法律上の損害賠償責任を負担する場合に限りです。

(3) 保険期間

2015年6月1日午後4時から2016年6月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 支払限度額の設定方法

(基本)支払限度額・(基本)免責金額は、次の中からお選びいただけます。

← この中からご希望の金額をお選びいただけます。 →

(基本)支払限度額 (1事故・保険期間中につき)	5千万円	1億円	この間、1億円きざみでご選択可能				10億円	
(基本)免責金額 (1事故につき)	なし	1万円	3万円	5万円	10万円	30万円	50万円	100万円

(基本)支払限度額は、この保険契約でお支払いするすべての保険金に対する総支払限度額となります。詳細は「4. お支払いする保険金の種類」(6ページ)をご参照ください。

(基本)免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(5) 保険料

保険料（お客さまが保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。）は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込売上高」および引受条件等に基づいて算出されます。

新設法入等で、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」が存在しない場合には、ご加入時における「事業計画値等」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。いずれの場合も、保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。**保険期間終了後ご保険料を精算いただく必要はありません!**

なお、「ベーシックプラン」は3万円、「プレミアムプラン」は5万円が、下限保険料となります。（売上高が小さくても、下限保険料は頂戴します。）

この保険契約には、保険料の割引制度があります。以下のいずれかに該当する場合は、▲5%から最大▲20%までの割引が適用される場合があります。

- ① ご加入日時時点でISO9001、ISO14001、ISO22000、HACCPのいずれかの認証を取得済(全事業所・一部事業所を問いません。)である。
- ② 警備システム(警備契約)が導入(全事業所・一部事業所を問いません。)されている。
- ③ 設立(創業)以来の営業年数が10年超である。
- ④ 保険会社を問わずに賠償責任保険(自動車保険・自賠責保険を除きます。)のご契約が5年間以上あり、かつ5年以内に保険金請求を行っていない。

詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

(6) ご加入手続の方法

- ① ご加入の申込みにあたっては、お見積もりの内容（引受条件、保険料等）をご確認のうえ、加入申込票に所定の事項をご記入・押印いただき、公益社団法人大阪市工業会連合会までご提出ください。
- ② 保険料については、「(7) 保険料の払込方法」に記載の方法により払い込んでください。

(7) 保険料の払込方法

保険料は、銀行振込にて公益社団法人大阪市工業会連合会へ払い込んでください。

保険料は必ずご加入と同時に お支払いください（保険料の払込みを猶予する特約がセットされる場合を除きます。）。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

8. ご注意いただきたいこと

- お申込人となることができる方は、2ページの<募集対象、加入資格等>をご参照ください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等（1）ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）」をご参照ください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前に対取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）」をご参照ください。

●<保険会社破綻時等の取扱い>（平成27年3月現在）

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したとき、損害賠償請求がなされたとき、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く
0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注1) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ①死亡事故であることを確認する書類 ②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、調査に関する同意書
(6)損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ①損害が生じた物の価額を確認する書類 ②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ 修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書
(7)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2013年10月1日以降始期契約用

企業総合賠償責任保険 (ビジネスプロテクター) をご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

この書面では企業総合賠償責任保険(ビジネスプロテクター)契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この商品には、「ベーシックプラン」と「プレミアムプラン」の2つのプランがあり、ご加入時にお選びいただけます。適用される普通保険約款・特約は以下のとおりです。

賠償責任保険 普通保険約款	企業総合賠償特別約款	
	<自動セット特約> 賠償責任保険追加特約 ビジネスプロテクター特約	<任意セット特約> 各種特約 (必要な場合にセットします。 「(3)セットできる主な特約」 をご参照ください。)
	<プレミアムプランのみセットされる特約> 受託物損壊補償特約(ビジネスプロテクター用) データ損壊復旧費用補償特約 リコール費用補償特約 借用イベント施設損壊補償特約(ビジネスプロテクター用)	

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
ビジネス プロテクター	加入申込票(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。 また、補償内容に応じて記名被保険者以外の方も被保険者となる場合があります。詳細は、本パンフレット「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」でご確認ください。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いする保険金

「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」の「お支払いする保険金の種類」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

保険期間は1年間です。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。)は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」および引受条件等に基づいて決定されます。
お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

■この保険契約では、ご加入の際に決定される「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

■ご加入の際には、保険料算出に必要な資料として、次の①および②を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- ① 税込売上高の記載がある申込人・被保険者作成資料の写し
- ② 引受保険会社様式による「告知書」

■新設法人等で、ご加入の際に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」が存在していない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。

3. 保険料の払込方法について

「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社へ告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇加入申込票記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、ご加入条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」に記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」に記載の方法により払込みください。「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」に記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期

日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



■始期日から解約日まで期間に応じてお支払いいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

■保険契約を解約される場合、お支払いいただいた保険料が最低保険料(加入申込票に記載がない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「大阪市工業会連合会会員のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 株式会社 サンクローパー

〒560-0026 大阪府豊中市玉井町1-11-25
TEL:06-6852-3968 FAX:06-6852-3965

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15~17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)